

田 福 祉 第 3 5 9 号
平 成 2 5 年 7 月 9 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

田尻町長 原 明美

2013年度自治体キャラバン行動・要望書について（回答）

平成25年6月6日付けで要請のありました標記については、下記のとおりです。

記

1. 国民健康保険について

- ① 国民健康保険会計にこれまで以上に一般会計独自繰り入れを行い、保険料そのものを引き下げる。保険料については、ワーキングプア世代やこどもの多い現役世代に配慮した低所得者減免、多子世帯・母子世帯・障害者減免などを創設・拡充すること。一部負担金減免を実際に使える制度とし、国基準のように「一時的な困窮」「入院」に限定しないこと。減免制度については住民の多くが知らないことを前提としホームページや広報に掲載することはもちろん、チラシ・パンフレットなどを作成しあらゆる機会に住民に周知すること。（今年度の減免制度に関するチラシ、パンフなど今年度の広報物の今年度版の現物を当日参加全員にお渡しください。）

回答 一般会計からの独自繰入については、これまでの基準を維持してまいりたいと考えております。また、保険料の減免については、条例及び規則の規定に基づき行っております。

減免制度の拡充及び一部負担金減免制度については、他の自治体の状況等を踏まえ検討を行って参りたいと考えております。

- ② 「給付と収納は別」であることを徹底し、滞納があっても施行規則第一条「特別な事情」であることを申し出れば保険証を即時発行すること。資格証明書発行や短期保険証の未交付をやめること。子どもの保険証は1年以上とし、絶対に無保険状態をつくらないこと。

回答 資格証明書の発行については、特別な事情もなく滞納を続けている世帯に対する措置として、やむを得ないものと考えていますが、特別な事情等があれば相談を受けたうえで判断を行っております。

なお、高校生世代までの被保険者に対しては、長期証を郵送により配布しております。

- ③ 滞納処分については法令を順守し、主文前には必ず面談し生活全般の相談に乗ること。滞納処分したことによってよもや生活困窮に陥らせることがないようにすること。地方税法 15 条・国税徴収法 153 条にもとづき無財産・生活困窮状態の場合は滞納処分の停止を行うこと。生活保護受給者については大阪府 2012 年 3 月 27 日付通知にもとづきただちに滞納処分の停止を行うこと。

回答 滞納世帯については生活困窮に陥らないよう配慮しつつ、悪質な滞納世帯については財産調査・滞納処分を実施していく予定であります。また、納付相談等により生活困窮が判明した場合は、関係部署と連携を図り対応しております。

生活保護受給者の保険料についても適正に対処していきたいと考えております。

- ④ 国や大阪府から出されているこれまでの通知は、毎年担当者が変わることを踏まえ、必ず年度初めには係員全員が目を通し、認識しておくよう努めること。

回答 人事異動や課内異動により担当者がかわっても引継ぎが適切に行われるよう周知を図ってまいります。

- ⑤ 国保滞納者は生活困窮の場合が多々あるので、生活保護担当課とは常時連絡をとるとともに、滞納処分に関わっての通知等情報の共有もしておくこと。

回答 納付相談において生活困窮が判明した場合は、本人の意向も踏まえた上で、生活保護担当課や生活相談窓口との連携を図り対処しております。

⑥ 国民健康保険運営協議会は住民参加・全面公開とし、会議公開はもちろん資料提供、議事録作成などをしたうえでホームページでも公開すること。

回答 国民健康保険運営協議会は全面公開としております。

議事録等の公開については、情報公開請求により公開を行っております。

⑦ 広域化支援方針で大阪府が「共同安定化事業」の算定方法を一方的に決めたことにより多くの自治体が交付より拠出が大幅に上回る事態となり保険料値上げにつながっている。また、府の調整交付金の配分方法も小規模自治体に不利になる。2015年からの共同安定化事業の全医療費への拡大を前に市町村と十分に調整するよう大阪府に強く意見をだすこと。

回答 事前に町村と意見交換及び調整を図るよう、町村長会等を通じて大阪府に働きかけていきたいと考えております。

⑧ 福祉医療助成に対するペナルティ分については国にやめるよう強く要請するとともに当面は一般会計繰入で補填すること。

回答 福祉医療助成に対するペナルティ分の廃止について、町村長会等を通じて国に働きかけていきたいと考えております。

⑨ 救急医療の充実を図ること。災害拠点及び公立病院の災害時医療体制の充実を図ること。また、防災対策として、災害時の医薬品・医療材料・水・食料・燃料等の備蓄など現状を把握すること。消防職員を増員すること。基礎自治体として補助金等の措置により、地域の救急医療に責任を果たすことに、国・府に対しても要望すること。

回答（健康課）泉州保健医療協議会等を活用し、救急医療の充実を図っていきます。また、引き続き、8市4町で、二次救急医療機関に対して補助金を交付し、円滑な救急医療対策を確保していきます。

（危機管理対策 PT）

Q1.防災対策として、災害時の医薬品・医療材料・水・食料・燃料等の備蓄などを現状把握すること。

A1.本町の災害用備蓄品については、田尻町地域防災計画に基づき、保有計画を策定し目標量を確保しており、管理面においても管理一覧表を作成し、数量・期限等の把握を行っております。

また、医療品等の備蓄においては、今後、地区薬剤師会等と防災協定の締結について検討したいと考えております。

Q2.消防職員を増員すること。

A2.本年4月1日より、泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町の泉州南部に位置する3市3町が、火災・救急・救助などの消防サービスをより向上させるため、消防の広域化を実施し、「泉州南消防組合」を設立しました。

2. 健診について

① 特定健診は国基準に上乘せして以前の一般健診並みの内容とし糖尿病、脳や心臓の血管障害等、生活習慣病とあわせ結核など病気も発見できるようにすること。費用は無料とし受診しやすいものとする。近隣自治体だけでなく、大阪府内、さらに近畿管内で受診率の高い自治体から取り組み経験などを学ぶ機会をつくること。

回答（住民課） 特定健診は無料としており、受診しやすいよう日曜日にも集団健診を行っております。今後は、受診率の高い他の自治体の取り組み事例等を参考にし、特定健診の受診率の向上に努めていきたいと考えております。

（健康課） 国基準の特定健診は無料としており、住民が受診しやすいよう日曜日にも集団健診を行っていきます。

② がん検診等の内容を充実させ特定健診と同時に受診できるようにし、費用は無料とすること。

回答（住民課） 集団健診とがん検診等は、同時受診ができるようになっております。

がん検診等の費用については、一部負担していただいております。

（健康課）本町は、がん検診等と特定健診を同時に受診できるようにしております。

費用については、一部負担していただいております。

③ 人間ドック助成を行うこと。

回答（住民課） 人間ドックについては本人負担1万円、人間ドックと脳ドックについては本人負担2万円で受診できるよう助成を行っております。

④ 日曜健診、出張健診を積極的に行うとともに、委託事業所への補助を行う

こと。

回答（住民課） 住民が受診しやすいよう日曜日にも集団健診を行っております。

（健康課） 今年度も日曜健診を積極的に行います。

3. 介護保険・高齢者施策について

①介護保険料の一般会計繰り入れによる引き下げは、高齢者の保険料を他の方に転嫁することになり、好ましくないと考えております。賦課割合は国基準どおりとしており、低所得者の負担軽減策については、町村長会等を通じて国に要望していきたいと考えています。

②町村長会等を通じて、財政調整交付金を別枠とするよう要望しているところです。

③介護予防生活支援総合事業については、第5期計画期間中は実施しない予定であり、本町の地域支援事業で要支援者を受け入れるのは、非常に困難な状況です。

④低所得者の負担軽減策については、町村長会等を通じて国に要望していきたいと考えています。

⑤入所待機者解消に向け、将来的に特別養護老人ホーム等の施設・居住系サービスの拡充は必要であると考えています。サービス付き高齢者向け住宅については、全て有料老人ホームに該当するものとして住所地特例を適用するよう求めてまいりたい。

⑥本町では、ローカルルールは特に定めていません。

⑦今年度から泉佐野市以南の3市3町で広域福祉課を設置し、現在、介護保険担当3名。事業者の指導権限に併せて指定権限も委譲を受けており、きめ細かな監査指導を実施するためには、人員増は必要であると考えています。

また、指導については、事業者が法の基準を遵守することで、利用者に対してより良いサービスを提供できるようになるという観点に立ち、助言的指導を実施していきます。

⑧本町では、毎年ケアプランチェックを行っており、ケアマネの質の向上を図ることを目的としております。

⑨低所得者の負担軽減策については、町村長会等を通じて国に要望していきたいと考えています。

4. 生活保護について

(回答)

本町の生活保護の実施体制につきましては、受付は本町で行うものの、申請から決定までの業務は、大阪府岸和田子ども家庭センターで行っております。従いまして、ご要望につきましては大阪府へお伝えします。

5. 子育て支援・一人親家庭支援・子どもの貧困解決にむけて

① 本町では、町内に住むこどもを対象とした医療費制度について、平成 21 年 7 月より就学前から小学校 3 年生に対象者を拡大し、また、平成 23 年 7 月からは小学校 3 年生から中学校 3 年生に対象者の拡大を実施しました。所得制限については、以前より設けておりません。入院、通院ともに医療費の自己負担額の一部を助成しています。

無料制度につきましては、大阪府内全ての市町村が一部負担金を導入しております。

独自の無料化は、医療機関の混乱、事務の煩雑等の課題がありますので、考えていません。

②いまだ全国最低レベルの妊婦検診を全国並み（14回、11万円程度）の補助とすること。

A今年度より妊婦検診の上限額を国の基準単価（14回、116,840円）まで拡充を行いました。

③現在の田尻町就学援助制度の状況は次のとおりです。

1. 就学援助を受けることができるのは、前年中の総所得金額が、生活保護基準額以下の世帯です。
2. 手続きは、田尻町教育委員会事務局 学事課で行っています。
3. 奨励費の支給は、8月・12月・3月の年3回行っています。当該制度に係る

前年中の総所得金額を把握確認できるのが6月1日以降となっていることから、援助認定の決定は7月中旬を目途としており、第1回目の支給月については8月上旬となっているところです。なお、現行の制度について変更の予定はありません。

4. 今般の生活保護基準の見直しについての本旨を踏まえつつ今後の動向に注視してまいります。

④ 子育て世代支援と自治体の活性化のために「新婚家賃補助」「子育て世代家賃補助」などの家賃補助など制度化を図る予定はございませんが、子育て支援の一つとしまして、子育て世帯が町営住宅に入居しやすくなるよう、条件緩和を行いました。

また町営住宅の空き家入居者募集についても、従来は優先募集として、福祉世帯向け枠を設け、募集してまいりましたが、これに加えて子育て世帯枠を新たに設け、募集しています。